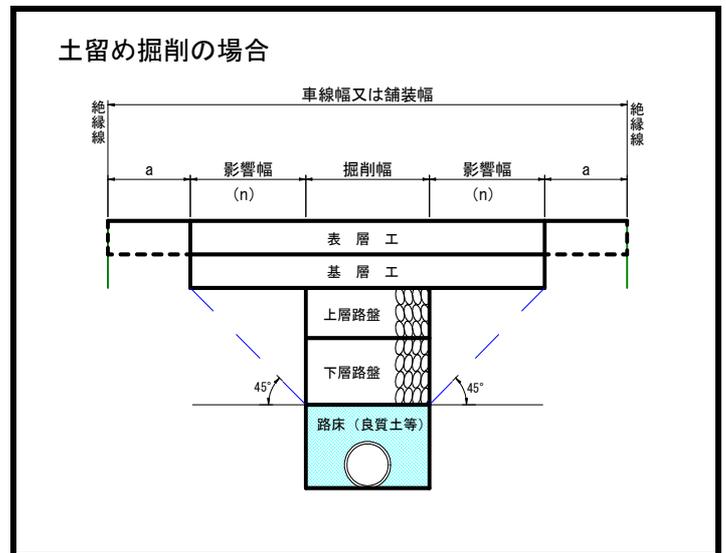
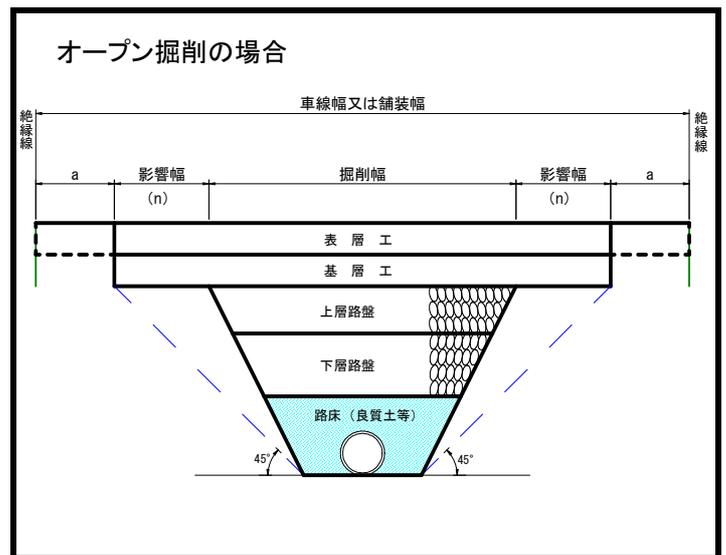
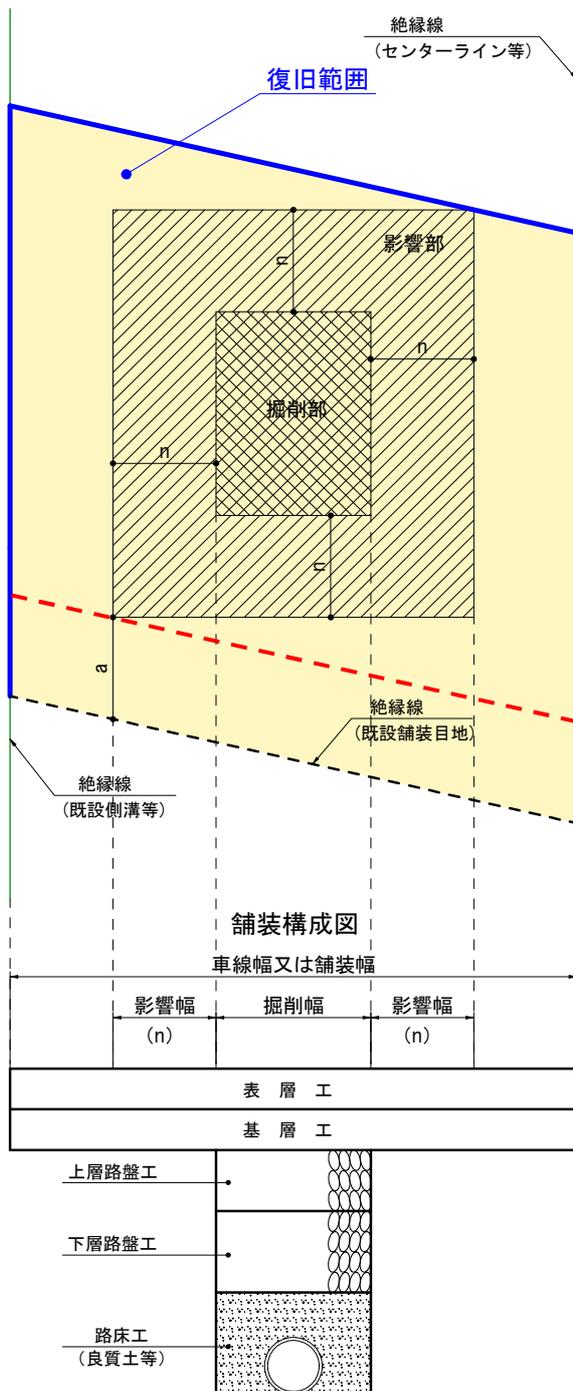


本復旧の範囲にかかる基本指針

本復旧の範囲については、次のとおりとする。

- ① $a=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ② $a=1.2\text{m}$ 以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。
- ③ 掘削跡の道路復旧は、施工前の状況に復する範囲を対象とするもので、掘削により舗装体が切断され路面荷重に耐えられないことにより、舗装破損の原因になると道路管理者が判断した場合または掘削範囲外においても、その工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が判断した場合は、道路管理者の指示する範囲を復旧をするものとする。
- ④ 車両通行可能な側溝部分は、道路幅員に含める。

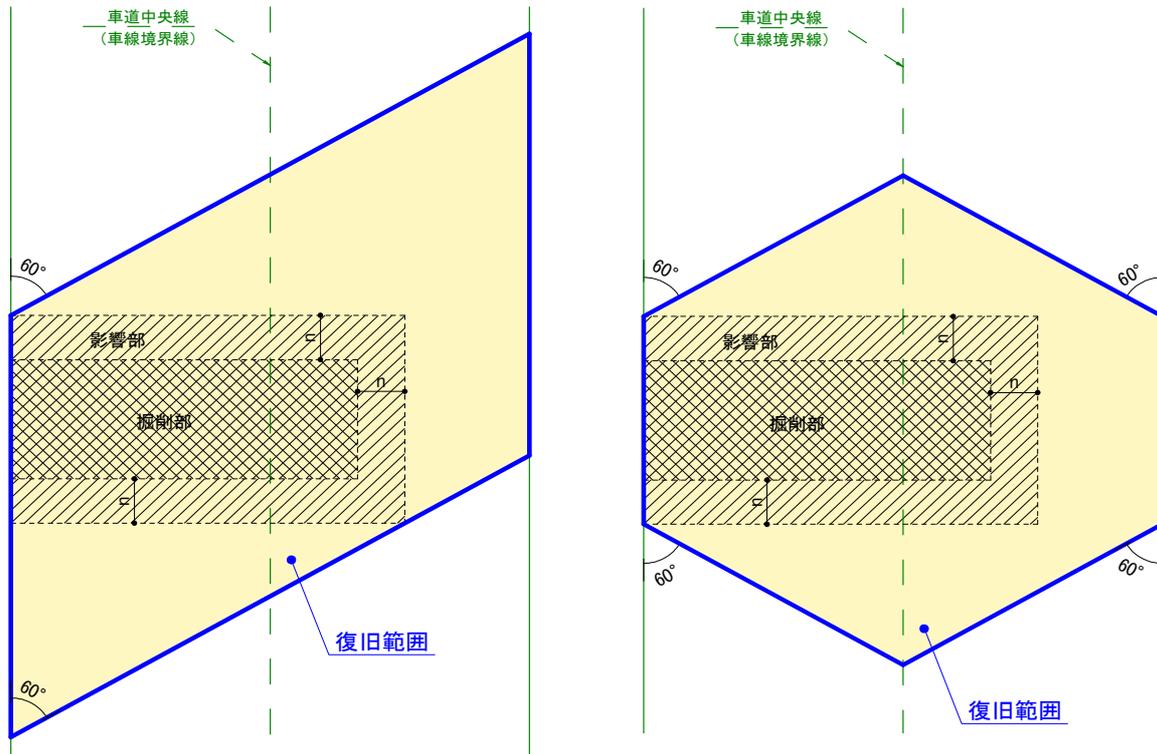


※ オープン掘削については試験結果等を基に道路管理者が認めた場合は、影響範囲を変更することができる。

復旧範囲図①(車道横断工事における復旧パターン)

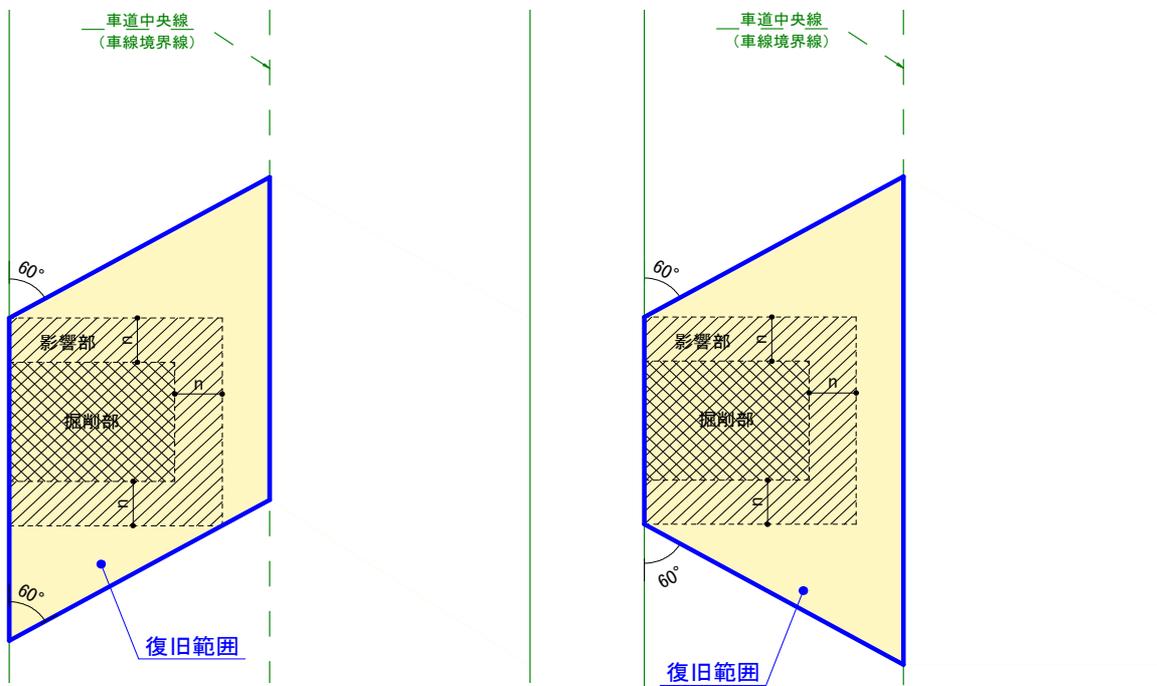
1) アスファルト舗装幅員4m以上(掘削部・・・単独箇所、2車線以上)

影響部が2車線以上を跨ぐときは、原則として次のとおり復旧する。



2) アスファルト舗装幅員4m以上(掘削部・・・単独箇所、1車線)

影響部が1車線内のときは、原則として次のとおり復旧する。

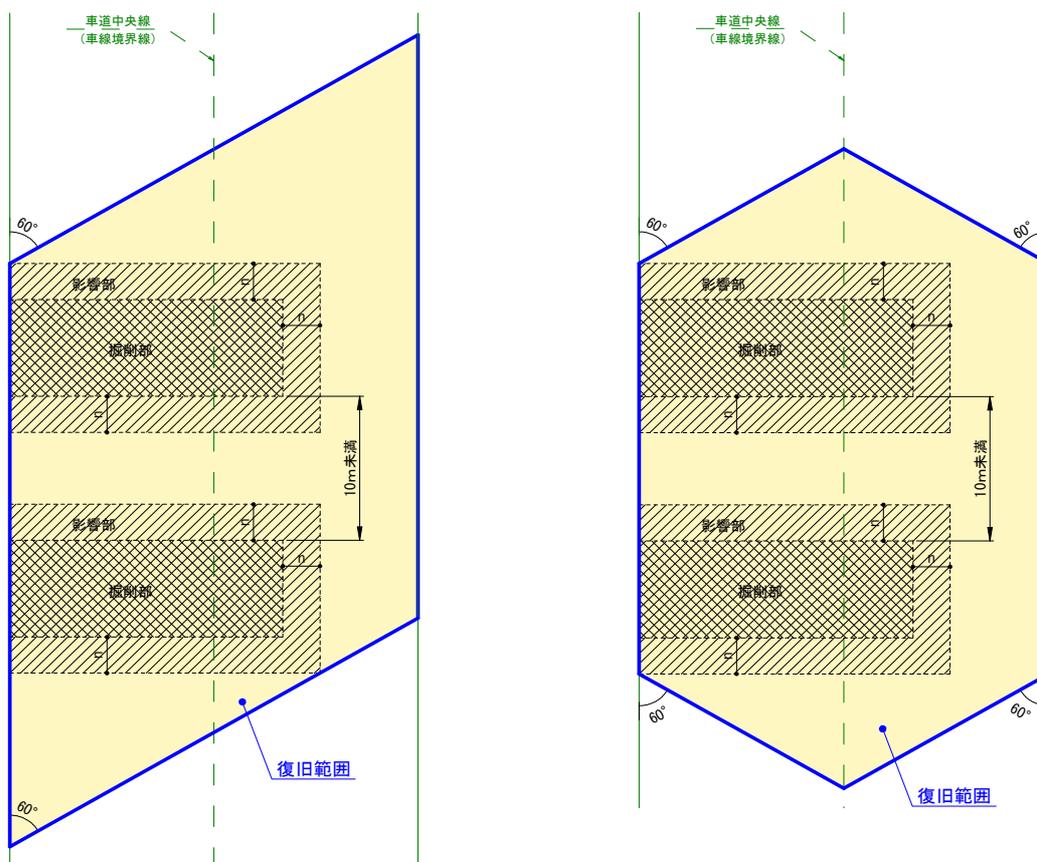


【注意】

- ① 既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)
- ② 道路中央線(センターライン)の表示のない道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線とみなす。
- ③ 影響線と絶縁線の距離が1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ④ 影響線と絶縁線の距離が1.2m以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

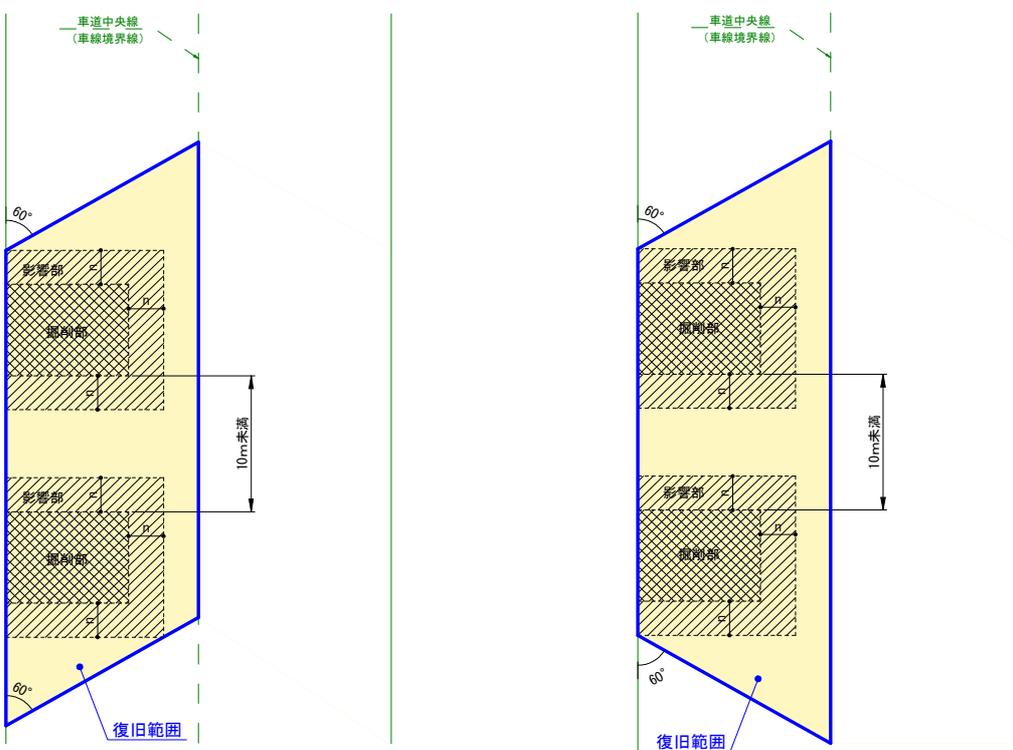
3) アスファルト舗装幅員4m以上(掘削部・・・2箇所以上が近接、2車線以上)

影響部が2車線を跨ぎ、掘削部間の距離が10m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。



4) アスファルト舗装幅員4m以上(掘削部・・・2箇所以上が近接、1車線)

影響部が1車線内で、掘削部間の距離が10m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。

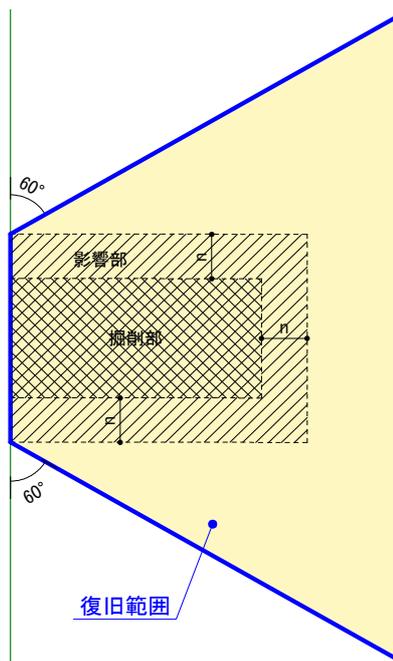
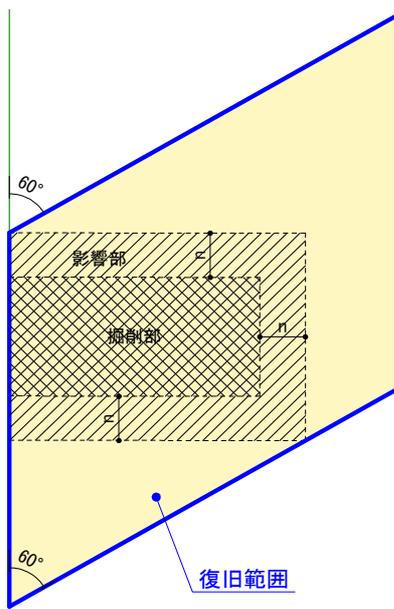


【注意】

- ① 既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)
- ② 道路中央線(センターライン)の表示のない道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線とみなす。
- ③ 影響線と絶縁線の距離が1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ④ 影響線と絶縁線の距離が1.2m以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

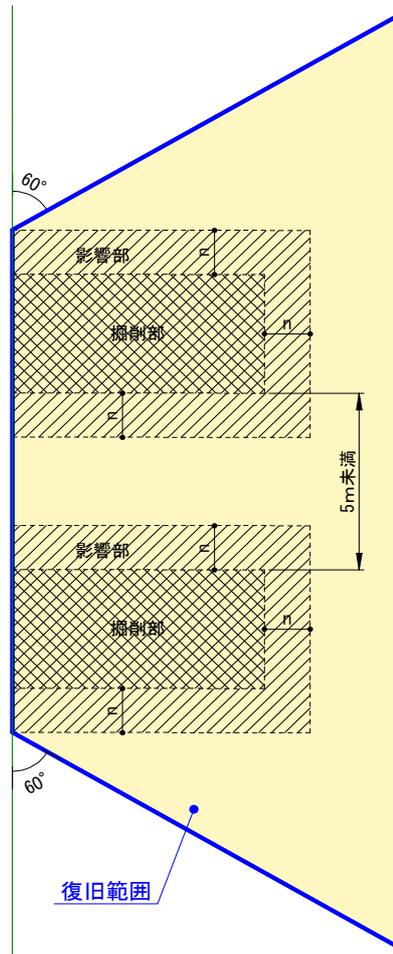
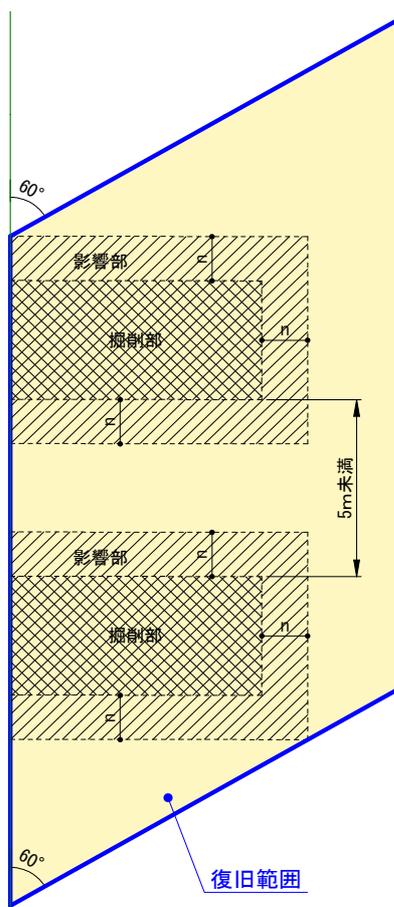
5) アスファルト舗装幅員4m未満(掘削部・・・単独箇所)

原則として次のとおり復旧する。



6) アスファルト舗装幅員4m未満(掘削部・・・2箇所以上が近接)

掘削部間の距離が5m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。



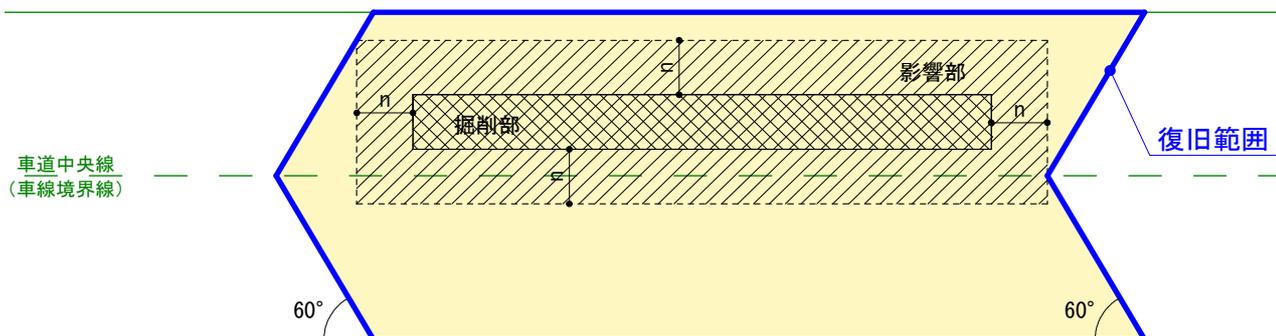
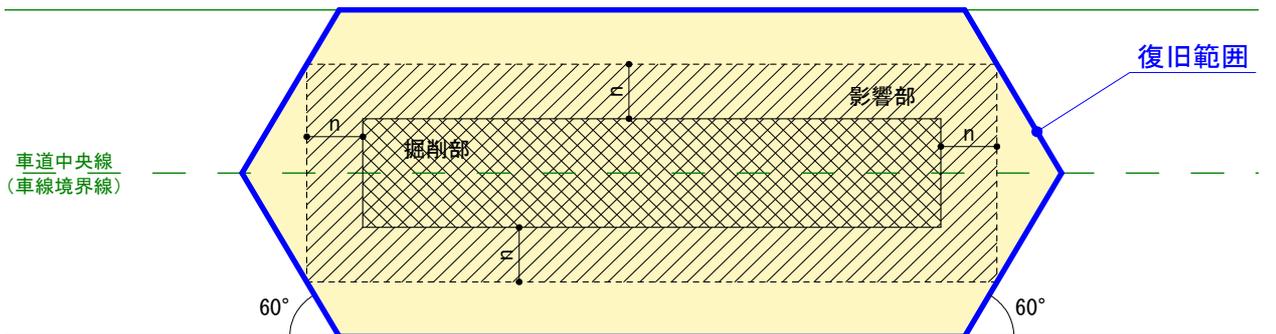
【注意】

- ① 既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)
- ② 影響線と絶縁線の距離が1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ③ 影響線と絶縁線の距離が1.2m以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

復旧範囲図②(車道縦断工事における復旧パターン)

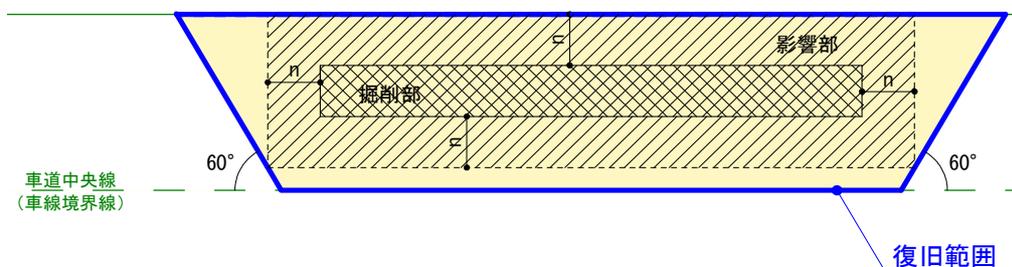
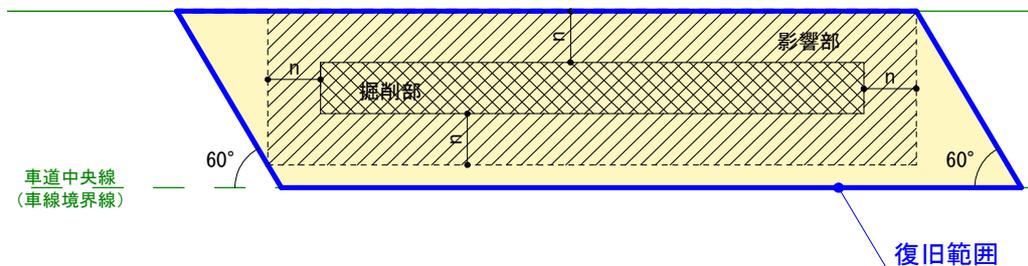
1) アスファルト舗装幅員4m以上(2車線以上)

影響部が2車線以上を跨ぐときは、原則として次のとおり復旧する。



2) アスファルト舗装幅員4m以上(1車線)

影響部が1車線内のときは、原則として次のとおり復旧する。

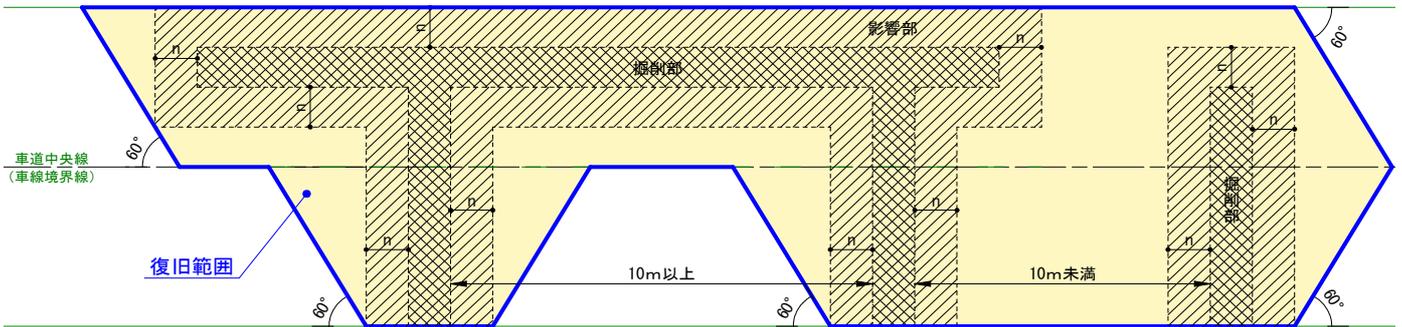


【注意】

- ①既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)
- ②道路中央線(センターライン)の表示のない道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線とみなす。
- ③影響線と絶縁線の距離が1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ④影響線と絶縁線の距離が1.2m以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

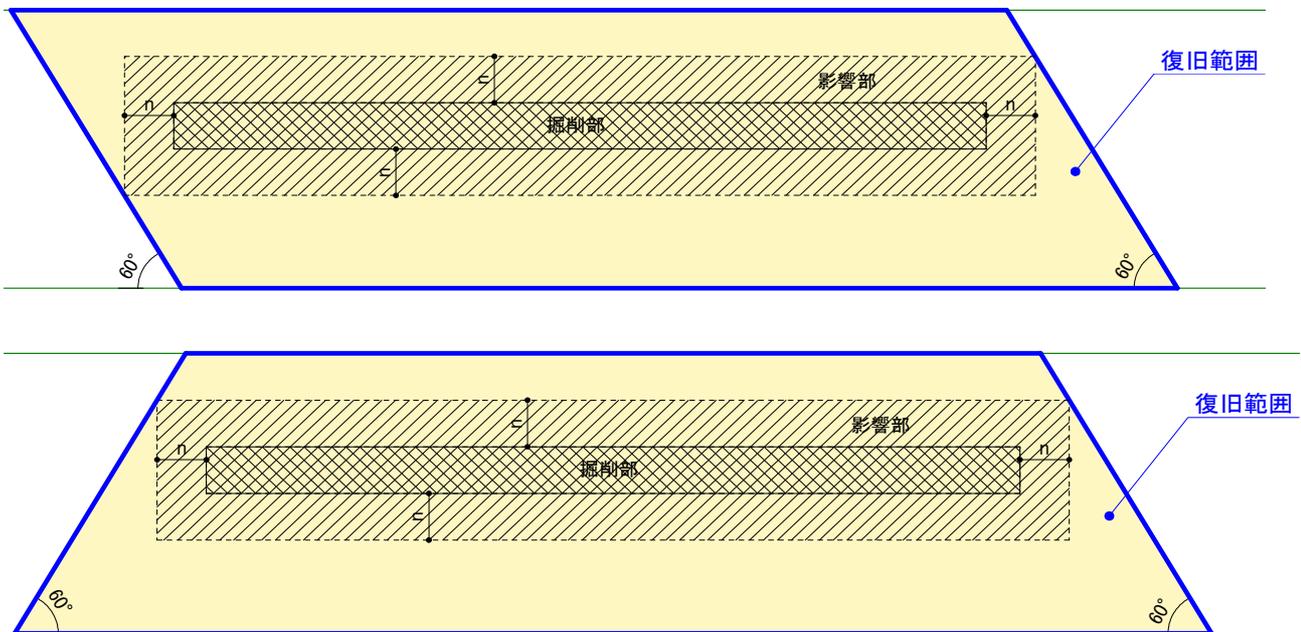
3) アスファルト舗装幅員4m以上(2車線以上、縦横断工事混在)

影響部が2車線以上を跨ぐときは、その車線全体を復旧するものとする。また、横断掘削部の距離が10m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。



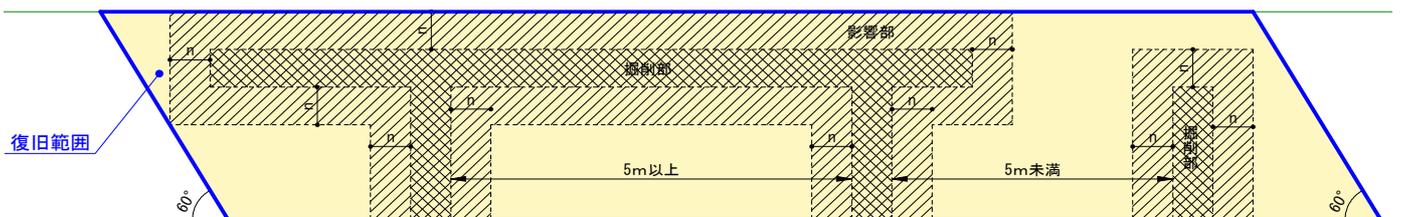
4) アスファルト舗装幅員4m未満(1車線)

原則として次のとおり復旧する。



5) アスファルト舗装幅員4m未満(1車線、縦横断工事混在)

原則として次のとおり復旧する。

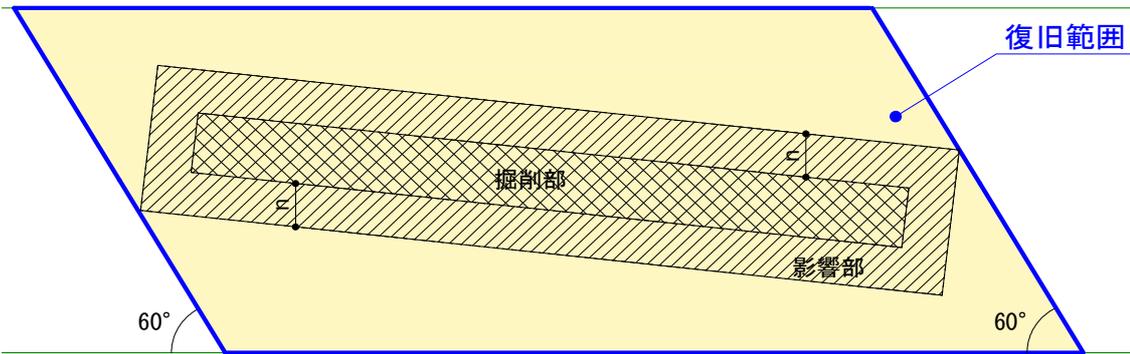


【注意】

- ①既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)
- ②道路中央線(センターライン)の表示のない道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線とみなす。
- ③影響線と絶縁線の距離が1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ④影響線と絶縁線の距離が1.2m以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

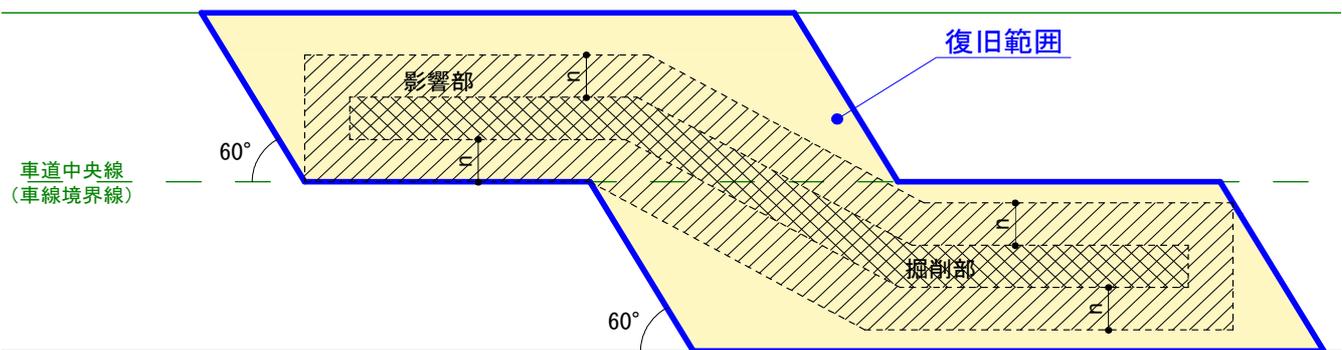
6) アスファルト舗装幅員4m未満(1車線以上・斜め縦断工事)

影響部が斜め縦断するときの復旧範囲は次のとおりとする。なお、絶縁線までの距離が最小となる箇所を基準として復旧すること。



7) アスファルト舗装幅員4m以上(2車線以上・斜め横断工事)

影響部が中央線を斜めに横断するときの復旧範囲は次のとおり復旧する。



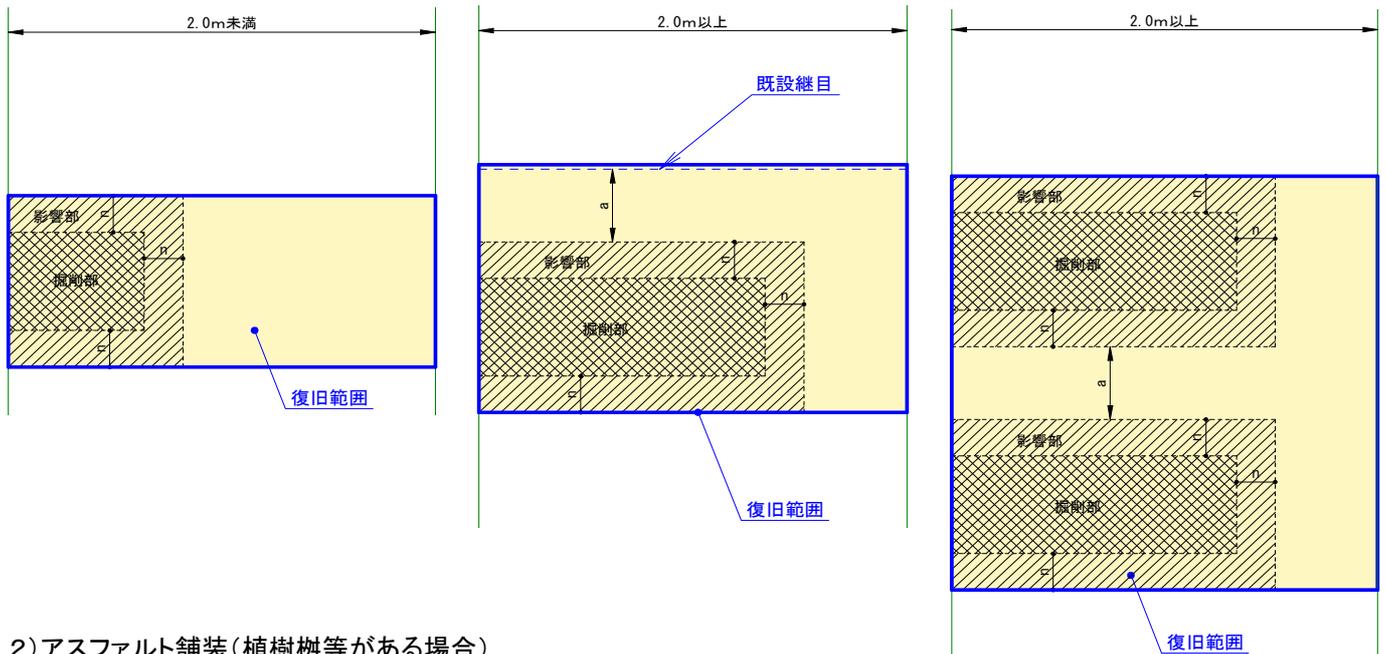
【注意】

- ①既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)
- ②道路中央線(センターライン)の表示のない道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線とみなす。
- ③影響線と絶縁線の距離が1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ④影響線と絶縁線の距離が1.2m以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

復旧範囲図③(歩道工事における復旧パターン)

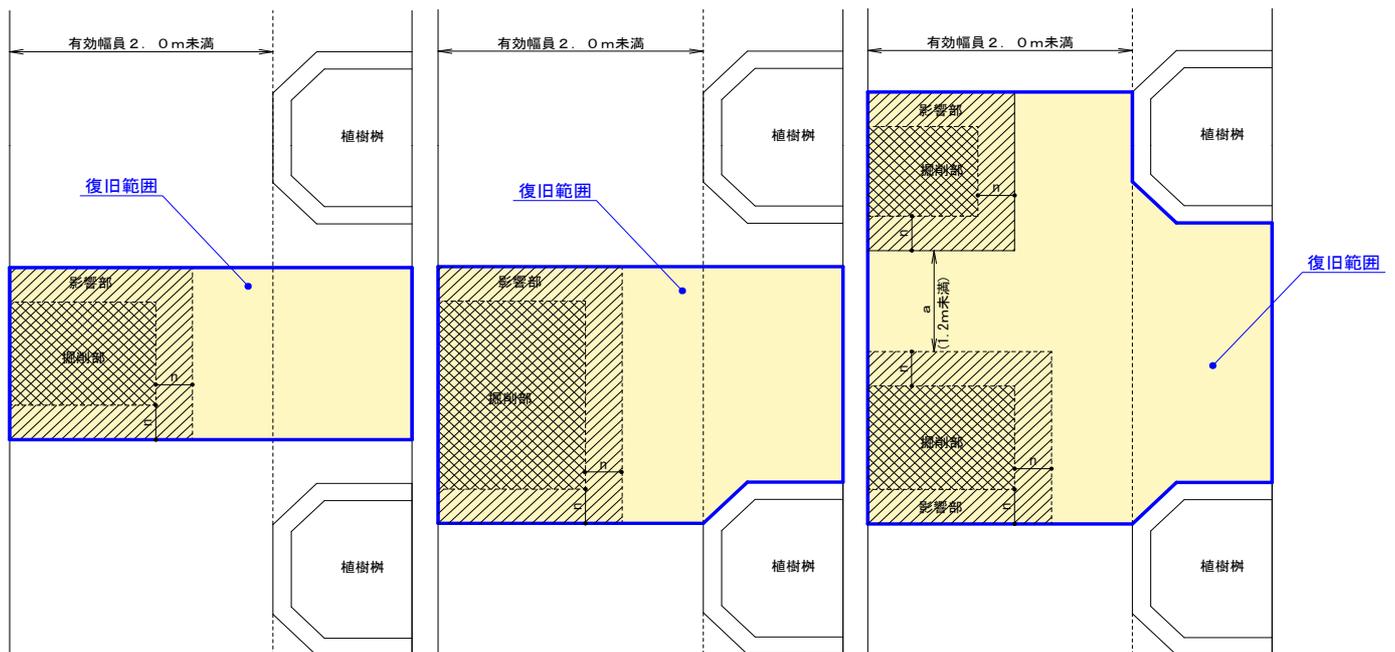
1) アスファルト舗装(一般部)

原則として全幅員を復旧するものとする。なお、横断掘削部の距離が1.2m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。



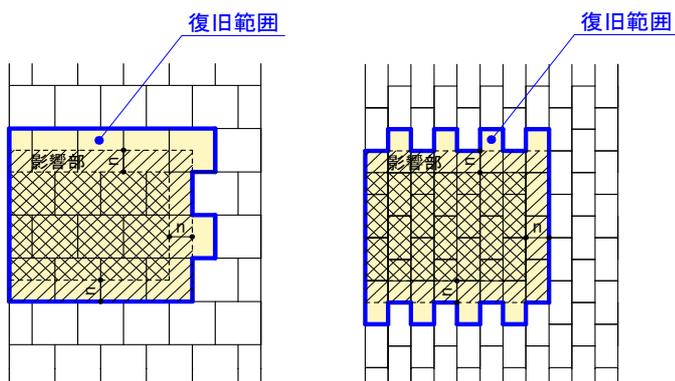
2) アスファルト舗装(植樹柵等がある場合)

原則として次のとおり復旧する。なお、横断掘削部の距離が1.2m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。



3) コンクリート平板及び特殊ブロック舗装等

コンクリート平板及び特殊ブロック舗装等については、影響部にかかるブロックを復旧範囲とする。



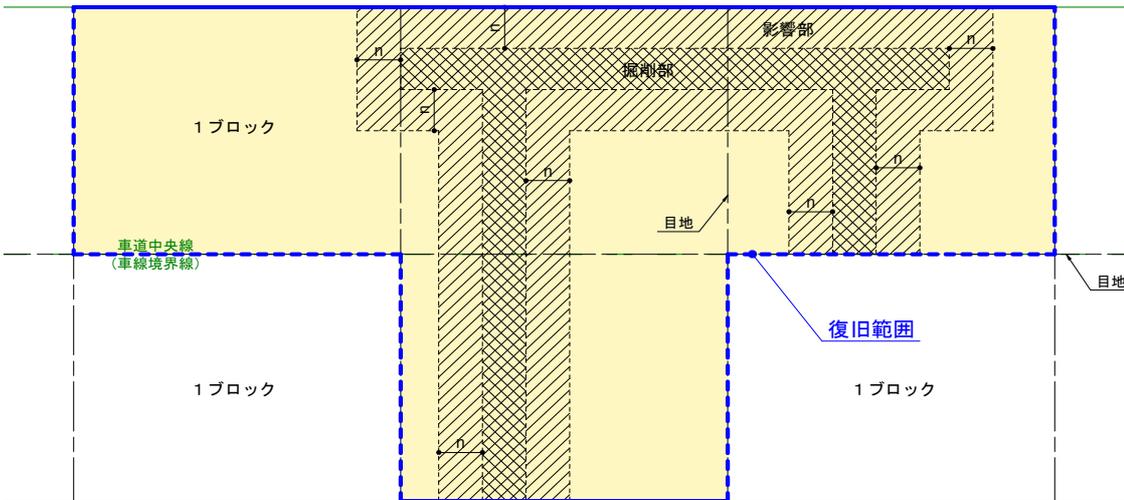
【注意】

- ①既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)
- ②影響線と絶縁線の距離が1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ③影響線と絶縁線の距離が1.2m以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

復旧範囲図④(その他の復旧パターン)

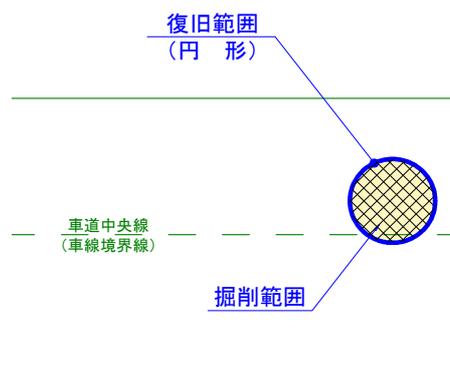
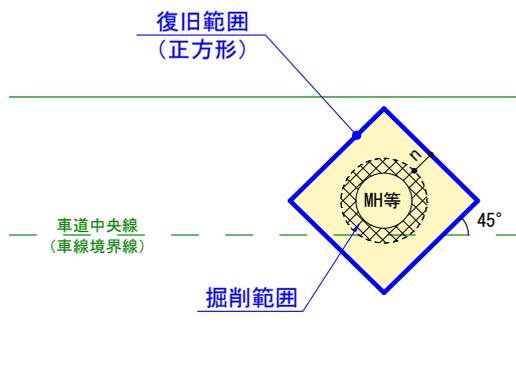
1) コンクリート舗装

目地により区画された1ブロックを復旧範囲とし、原則として原形復旧とする。ただし、これにより難しい場合は、道路管理者の指示に従うこと。 $n = k \cdot t$ $k: 1.4$ (コンクリート系舗装) t : 掘削部分の路盤の厚さ



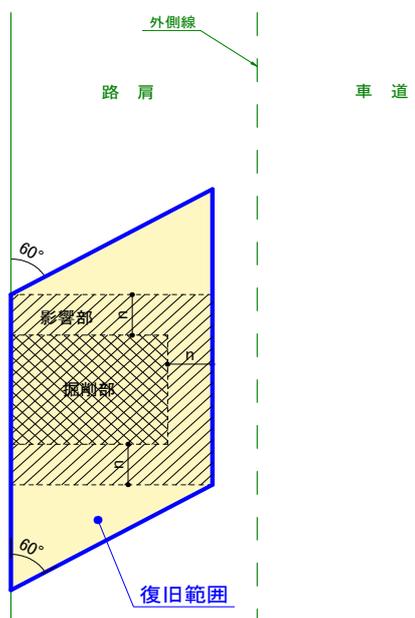
2) アスファルト舗装(マンホール・ハンドホール等及び円形施工)

マンホール及びハンドホール等の復旧範囲は正方形とする。なお、その大きさについては影響範囲(n)より算定する。また、道路管理者が認めた場合に限り、円形施工とすることができる。 n : 円直径/2以上



3) アスファルト舗装(車道路肩部)

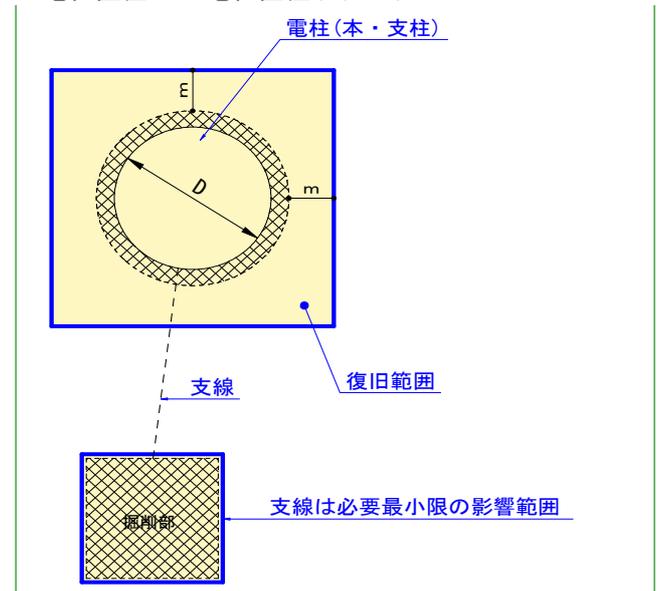
影響部が路肩内有的时候は、原則として次のとおり復旧する。



4) アスファルト舗装(電柱等の設置・撤去)

電柱及び支線等の設置撤去に伴う復旧範囲は、原則として次のとおりとする。

D : 電柱直径 m : 電柱直径(D)/2以上

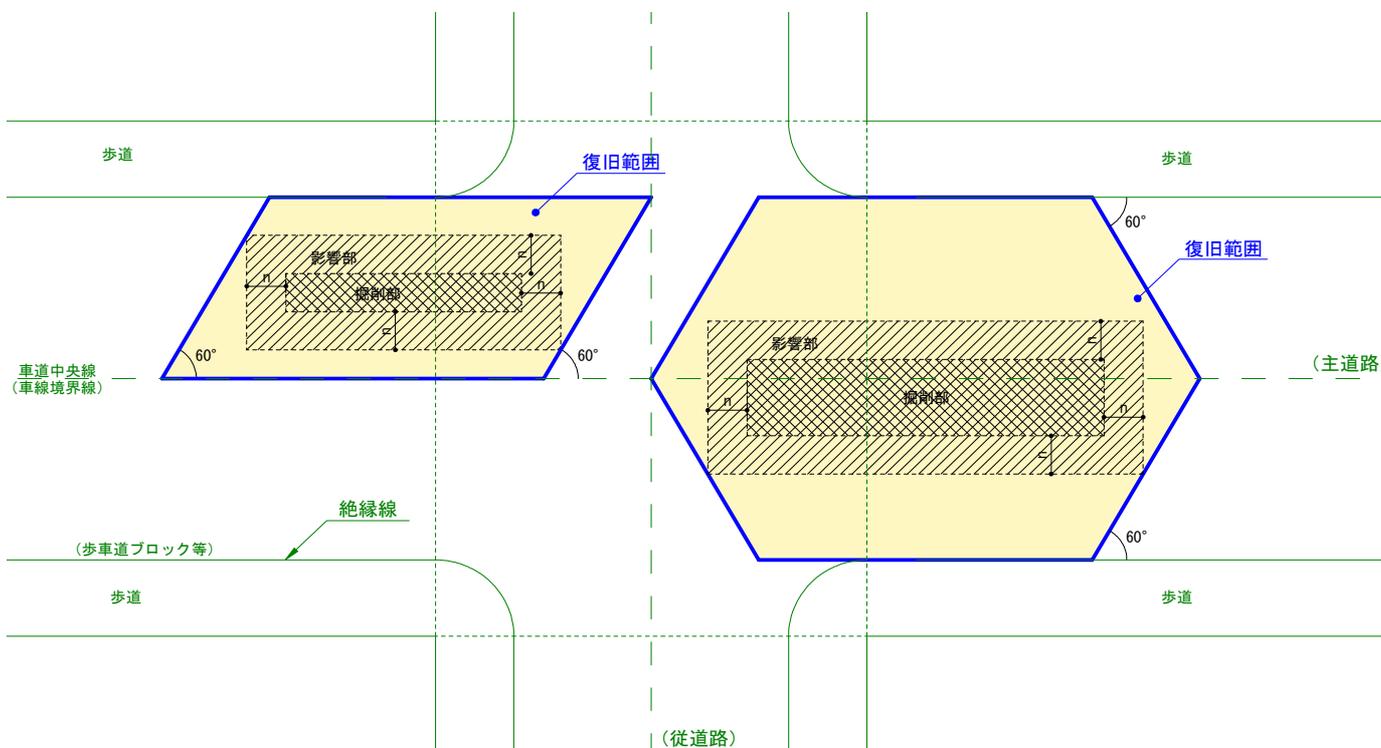


【注意】

既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)

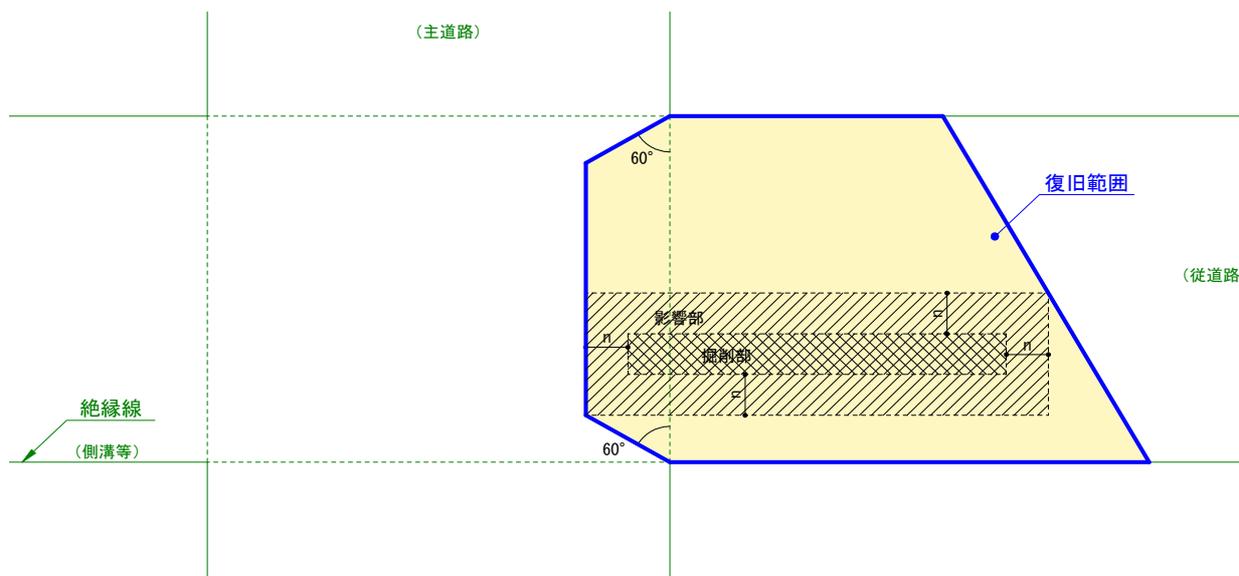
5) アスファルト舗装幅員4m以上(2車線以上、交差点部分)

2車線以上の車道に係る交差点部分の復旧範囲は、原則として次のとおりとする。ただし、道路管理者と協議すること。なお、幅員の広い道路を主道路とする。また、高級舗装道路と高級舗装道路の交差点及び国・県道と高級舗装道路の交差点の車道部については、原則として交差点内の表層工を、改質密粒度Asで復旧するものとする。



6) アスファルト舗装幅員4m未満(交差点部分)

交差点部分の復旧範囲は、原則として次のとおりとする。ただし、道路管理者と協議すること。なお、幅員の広い道路を主道路とする。



【注意】

- ①既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下左右を変更することができる。(各タイプ共通)
- ②道路中央線(センターライン)の表示のない道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線とみなす。
- ③影響線と絶縁線の距離が1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ④影響線と絶縁線の距離が1.2m以上の場合は、影響部を起点とした範囲内を復旧すること。ただし、影響部に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。